

鴨川市行政改革推進本部設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第58号

鴨川市行政改革推進本部設置要綱の一部を改正する告示

鴨川市行政改革推進本部設置要綱（平成17年鴨川市告示第182号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「企画総務部長、市民福祉部長、建設経済部長及び教育次長」を「総務担当参事、建設経済担当参事」に改める。

第5条中「企画総務部財政課」を「財政課」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。